

企業活力強化貸付

物流業関連・旅客自動車運送事業関連

企業活力強化資金

融資制度の概要

資金使途

流通業務の効率化、自動車を用いた旅客の運送に係る業務の効率化、合理化または共同化を図るために必要な設備資金および長期運転資金

融資限度額

7億2千万円

貸付期間

設備資金 20年以内（うち据置期間 2年以内）
運転資金 10年以内（うち据置期間 2年以内）



日本政策金融公庫
中小企業事業

▶ ご融資のイメージ



ご融資のイメージ① 建設業者の車輛投資

建設業者である A 社は、建設資材を運ぶ自社ドライバーが不足しているため、積載量の多いトラックへの買い替えを計画。
公庫は取引金融機関と連携し、トラックの買い替え資金を融資。



ご融資のイメージ② 倉庫の機能向上

倉庫業者である B 社は、冷凍加工物保管用倉庫の能力不足を改善するため、高性能冷却設備投資を計画。
公庫は取引金融機関と連携し、高性能冷却設備導入のための設備資金を融資。



ご融資のイメージ③ タクシー業者の車輛更新

タクシー業者である C 社は、業務の効率化を図るためにジャンボタクシーに買い替え、配車システムの導入も計画。
公庫は取引金融機関と連携し、ジャンボタクシーや配送システムの導入に必要な設備資金を融資。

※写真はイメージです。

企業



取引金融機関

日本公庫



公庫は取引金融機関と連携し、運輸業の経営の近代化や流通機構の合理化を図る中小企業の皆さまを支援しています。

▶ 適用利率表

見やすさの観点から簡略化しています。詳細は、支店までお問い合わせください。

| | ご利用いただける方 | 融資利率 |
|---|--|---|
| 1 | 輸送、荷役、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方またはこれらの方で構成された事業協同組合など | 設備資金 特定設備※1に該当する場合は、 2億7千万円まで 特別利率① (総合効率化計画の認定を受けた方は、特別利率③) 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率 |
| 2 | 道路運送法に規定する旅客自動車運送事業を行う方またはこれらの方で構成された事業協同組合など | 設備資金 特定設備※2に該当する場合は、 2億7千万円まで 基準利率-0.4% ただし、地域交通法に規定する次のいずれかの計画を実施するために必要な設備資金は、基準利率-0.9% ・認定道路運送高度化実施計画 ・認定地域旅客運送サービス継続実施計画 ・認定貨客運送効率化実施計画 ・認定地域公共交通利便増進実施計画 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率 |

※1 ご利用いただける方1の特定設備（特別利率の対象設備の一部を掲載）

| 種類 | 具体例 |
|--------|--|
| 運搬用設備 | 輸送用車両、場内運搬車、フォークリフト、コンベア、昇降機設備、パレット ほか |
| 保管設備 | 建物・構築物、建物付属設備、自動倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、ラック設備、空調設備 ほか |
| 前処理設備 | 包装・梱包設備（自動式）、検査設備 ほか |
| 事務処理設備 | 倉庫管理システム、配送管理システム、伝票処理装置 ほか |

※2 ご利用いただける方2の特定設備（基準利率-0.4%または基準利率-0.9%の対象設備の一部を掲載）

| 種類 | 具体例 |
|--------|---|
| 運送用設備 | 車両および架装、建物・構築物、建物付属設備、運賃箱、両替機、整理券発行機、カードリーダー・ライター、運賃表示器、行き先表示器、デジタル式運行記録計、車載映像装置、混雑状況提供システム ほか |
| 事務処理設備 | 建物・構築物、建物付属設備、運行管理支援システム、遠隔点呼・自動点呼システム、乗務日報自動作成システム、車両動態管理システム、配車システム、需要予測システム、事故情報管理システム、勤怠管理システム、売上集計・記録システム、会計管理用事務処理システム ほか |

物流革新に向けた政策パッケージ

物流は国民生活や経済を支える社会インフラですが、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーにも働き方改革法が適用される一方、何も対策を講じなければ、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しています。これに対し政府は抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」としてまとめました。また令和6年4月に成立した改正物流効率化法では、商慣行の見直しなど、荷主や物流事業者に対して物流効率化のための努力義務が課されています。

物流の2024年問題

対策を講じないと…

2024年



14%
不足

2030年



34%
不足

抜本的・総合的な対策

- ① 商慣行の見直し
- ② 物流の効率化
- ③ 荷主・消費者の行動変容

(資料)「物流革新に向けた政策パッケージ」(令和5年6月2日関係閣僚会議決定)

総合効率化計画(国の支援制度)

2以上の者が連携して流通業務の総合化及び効率化を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資する計画を認定するものです。

事前相談

運輸局の物流担当窓口が対象となるか等を確認・助言

計画策定

申請の手引きに沿って具体的な事業計画を策定

認定の申請

認定を受けると日本公庫による制度融資のほか、税制特例等の支援を利用することができます

本計画の概要や申請の手引きは
こちらをご確認ください



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細
はこちら

